



高砂市消費生活センターだより

第27号

編集・問合先

高砂市消費生活センター

☎ 443・9078

FAX 443・0009

少しでも不安を感じたら、高砂市消費生活センターにご相談ください。

【相談受付】 月～金曜日 9時～12時、13時～16時

当センターに寄せられた相談の中からいくつかの相談事例を紹介します。

消費者がインターネットを利用した際に、さまざまなトラブルに巻き込まれるケースが目立っています。

インターネット閲覧中に

「パソコンがウイルスに感染している」

という警告表示が・・・

【実際の事例1】

パソコン使用中に警告音が鳴り出し、画面にカスマーセンターの連絡先が出てきた。慌てて電話をしたところ、男性に解除するために指示どおり行うように言われた。指示の中で、何かをダウンロードするように言われたので、不審に思い、その時点で電話を切った。

【実際の事例2】

パソコンがウイルスに感染しているという警告画面が表示された。警告画面に表示された連絡先に電話をしたところ「新しいプログラムを購入して診断する必要がある」「クレジットカード番号を入力する必要がある」と言われた。クレジットカードを持っていないと伝えると「コンビニのプリペイド式電子マネーでも支払いが可能である」と言われ、電子マネーで支払った。



《アドバイス》

◇実際のウイルス感染の有無にかかわらず表示されるものです。指定された連絡先には電話をしないようにしましょう。

◇支払った代金を取り戻すことは、非常に困難です。

【実際の事例3】

「1回だけ試してみよう」と思い、インターネット通販でサプリメントを購入したら、4カ月解約ができない。お試しのつもりが、定期購入の条件付きだった」などの相談が増えていきます。

また、ダイエット効果をつたった体験談に惹かれて注文する人も多いようです。

1回だけのつもりが定期購入に・・・

健康食品の通信販売のトラブルが急増中

未成年の娘が、インターネットでニキビ化粧用品980円のお試し広告を見つけた。商品が届き、代金はコンビニで振り込んだ。使用すると肌に合わず、30日間は返品可能という特約があったので返品した。

る記載を見つけた。娘は申込時「未成年の場合、親権者の同意を得ています」という項目にもチェックをしていた。

【実際の事例4】

ダイエット効果があるように記載がある青汁を試してみようと思い、1,000円もしない商品なので注文した。規約には、4回定期購入するように記載されていた。4回受け取ったので解約しようと思い、電話をするが繋がらない。



《アドバイス》

◇通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事業者が返品特約を設けている場合は従う必要があります。

◇返品可能な場合でも「開封後の返品はできない」などの条件があります。

◇注文する際には契約条件などを十分確認してから申し込みましょう。